明石市火災予防条例及び
同条例施行規則の一部改正について

林野火災予防を目的とした注意報等について規定します

明石市消防局予防課

2025年（令和7年）11月

目次

1. 条例改正の背景、目的
2. 改正案の概要①～③
3. 林野火災注意報及び林野火災警報の発令指標について
4. 火の使用制限の対象となる区域の指定について
5. 今後の予定

1. 条例改正の背景、目的

- 令和７年２月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、総務省消防庁が林野火災予防を目的とした注意報等の規定を全国の自治体が制定している火災予防条例で新たに設けることができるよう、火災予防条例（例）の改正を行い令和８年１月１日に施行を予定しています。
- これを受け、本市におきましても的確な火災予防対策を行うため、明石市火災予防条例及び同条例施行規則の一部を改正しようとするものです。

2. 改正内容の概要①

⑴　林野火災に関する注意報

- 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、新たに林野火災に関する注意報を発することができることとします。
- また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、条例第30条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。
- さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。

2. 改正内容の概要②

⑵　林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限

- 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、条例第30条各号に定める火の使用の制限について対象となる区域を指定することができることとします。

  なお、火災に関する警報は、従前より消防法第22条第３項に定められており、同規定を根拠として条例に制限事項を定めていましたが、今般林野火災予防を目的とした制限区域の指定ができるようにするものです。

2. 改正内容の概要③

⑶　その他規定整備

〇条例第30条関係

- 火災に関する警報は、消防法第22条第３項に規定するものであることを明文化します。
- 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な住宅等における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除します。

〇条例第47条関係

- 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明文化します。
- 消防長は、第１項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとします。

※　林野火災予防に関する規定以外に、国が定めた基準に基づき火気使用設備の設置、維持管理に関する規定等の改正も同時期に予定しています。

【参考　現在の明石市火災予防条例第30条及び第47条】

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第30条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

（１）　山林、原野等において火入れをしないこと。

（２）　煙火を消費しないこと。

（３）　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

（４）　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

（５）　山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。

（６）　残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

（７）　屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行なうこと。

（火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）

第47条　次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（１）　火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

（２）　煙火（がん具用煙火を除く。）の打ち上げ又は仕掛け

（３）　劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

（４）　水道の断水又は減水

（５）　消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事又は道路占用

（６）　祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合

3. 林野火災注意報及び林野火災警報の発令指標について

林野火災注意報及び林野火災警報の発令指標を国の通知で示された指標例を基に、本市の地形や気象状況を考慮したうえで規則に規定する予定です。

【国通知による発令指標の設定例】
○林野火災注意報
　前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ前30日間の合計降水量が30㎜以下となった場合
　前３日間の合計降水量が１㎜以下かつ乾燥注意報が発令された場合
○林野火災警報
　林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

4. 火の使用の制限の対象となる区域等の指定について

林野火災注意報発令時における火の使用の制限の努力義務対象区域や、林野火災警報発令時における火の使用の制限対象区域を、規則及び消防局告示においてあらかじめ指定する予定です。

【国通知による区域の設定例】
森林法（昭和26年法律第249号）第５条の規定により県知事が作成する地域森林計画及び同法第７条の２の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画 の対象となっている森林及びその周辺

上記設定例を参考に市内にある森林計画の対象となっている森林のうち、道路状況や消防水利の位置から消火活動が困難となる恐れのある範囲を指定する方針で検討を進めています。

（大久保町松陰、大久保町松陰新田、魚住町金ケ崎にある５ha以上の森林など）

明石市航空写真

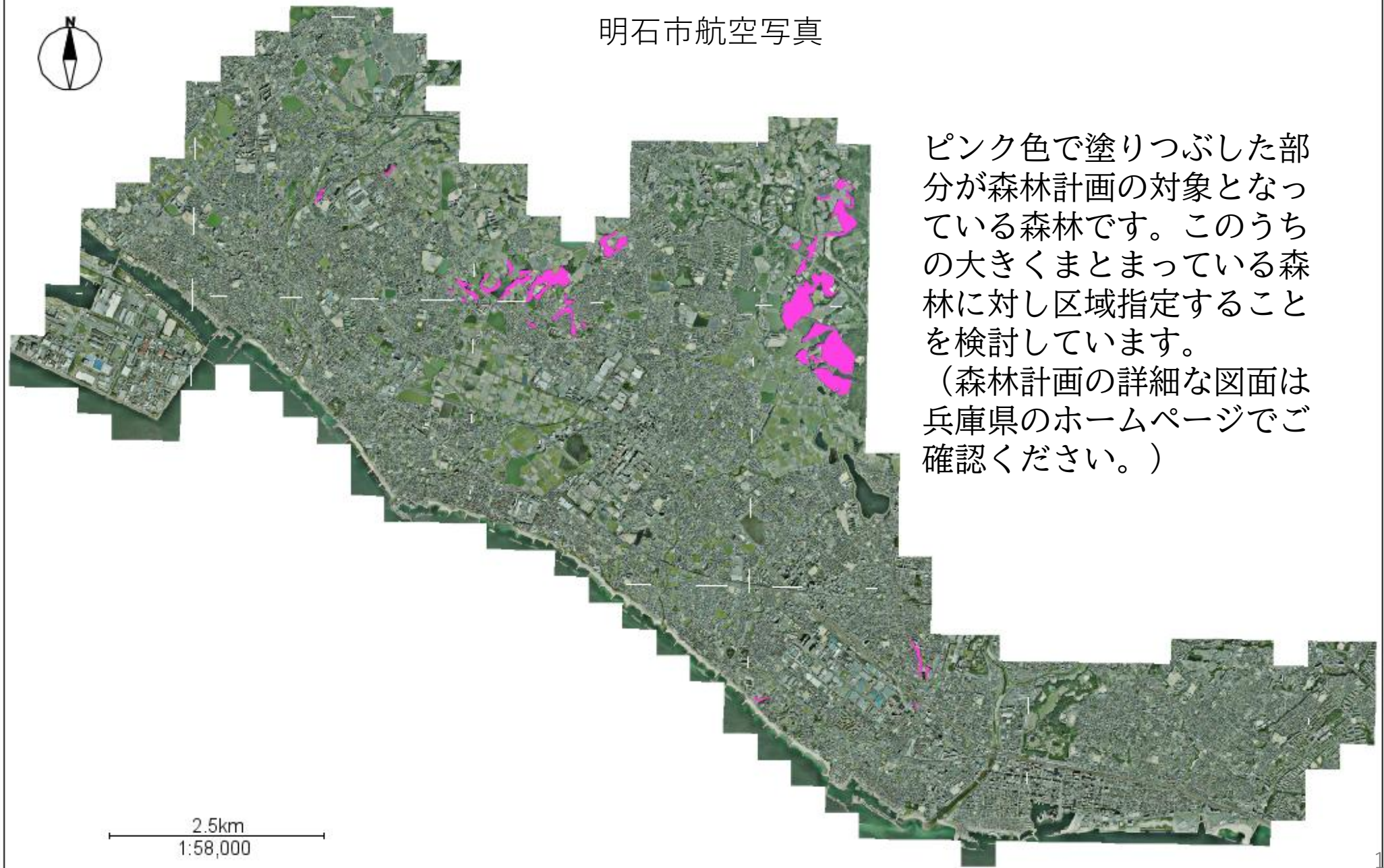

ピンク色で塗りつぶした部分が森林計画の対象となっている森林です。このうちの大きくまとまっている森林に対し区域指定することを検討しています。
（森林計画の詳細な図面は兵庫県のホームページでご確認ください。）

5. 今後の予定

日程	内容	備考
令和７年11月25日から12月25日まで	パブリックコメント（意見公募手続）	
令和８年３月上旬	３月議会上程（条例改正）	条例改正に合わせ規則改正
令和８年４月１日	条例施行	規則施行